

令和6年度名古屋市国民健康保険料計算例

計算例の均等割額と所得割額の料率

内訳	均等割額	所得割額の料率
医療分	49,397 円	0.0912
支援金分	15,726 円	0.0277
介護分 (40 歳～64 歳のみ)	15,921 円	0.0234

※計算手順や端数処理については一部簡略化して記載しています。

モデルケース 1 (20 歳の単身世帯)

世帯主(給与収入 85 万円(給与所得 30 万円))・障害者控除(本人)無し・扶養家族無し

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：30 万円(所得)－43 万円<0→0 円

2. 世帯の所得基準による減額の判定に用いる所得

- 世帯主：30 万円

3. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：0 円(A)
- 医療分・均等割額：49,397 円×1 人=49,397 円(B)
- 医療分・所得基準による減額：49,397 円×0.7=34,578 円(C)
- 均等割額の独自控除：2,000 円(D)
- 支援金分・所得割額：0 円(E)
- 支援金分・均等割額：15,726 円×1 人=15,726 円(F)
- 支援金分・所得基準による減額：15,726 円×0.7=11,009 円(G)

国民健康保険料：(A+B-C-D)+(E+F-G)=17,520 円

(医療分、支援金分それぞれ 10 円未満切捨て後に合算)

モデルケース 2 (68 歳の単身世帯)

世帯主(年金収入 160 万円(年金所得 50 万円))・障害者控除(本人)無し・扶養家族無し

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：50 万円(所得)－43 万円=7 万円

2. 世帯の所得基準による減額の判定に用いる所得

- 世帯主：35 万円

※前年 12 月 31 日時点で 65 歳以上の人の公的年金等に係る所得は、15 万円を控除した後の金額で所得基準による減額の判定を行います。

3. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：7万円(世帯主の基礎となる所得額) $\times 0.0912=6,384$ 円(A)
- 医療分・均等割額：49,397円 $\times 1$ 人=49,397円(B)
- 医療分・所得基準による減額：49,397円 $\times 0.7=34,578$ 円(C)
- 均等割額の独自控除：2,000円(D)
- 支援金分・所得割額：7万円(世帯主の基礎となる所得額) $\times 0.0277=1,939$ 円(E)
- 支援金分・均等割額：15,726円 $\times 1$ 人=15,726円(F)
- 支援金分・所得基準による減額：15,726円 $\times 0.7=11,009$ 円(G)

国民健康保険料：(A+B-C-D)+(E+F-G)=25,850円

(医療分、支援金分それぞれ10円未満切捨て後に合算)

モデルケース3(51歳の単身世帯)

世帯主(給与収入360万円(給与所得244万円))・障害者控除(本人)無し・扶養家族無し

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：244万円(所得)-43万円=201万円

2. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：201万円(世帯主の基礎となる所得額) $\times 0.0912=183,312$ 円(A)
- 医療分・均等割額：49,397円 $\times 1$ 人=49,397円(B)
- 支援金分・所得割額：201万円(世帯主の基礎となる所得額) $\times 0.0277=55,677$ 円(C)
- 支援金分・均等割額：15,726円 $\times 1$ 人=15,726円(D)
- 介護分・所得割額：201万円(世帯主(40歳から64歳の加入者)の所得割額の独自控除の計算に用いる額) $\times 0.0234=47,034$ 円(E)
- 介護分・均等割額：15,921円 $\times 1$ 人=15,921円(F)

国民健康保険料：(A+B)+(C+D)+(E+F)=367,050円

(医療分、支援金分、介護分それぞれ10円未満切捨て後に合算)

モデルケース4(45歳世帯主・38歳配偶者)

世帯主(給与収入400万円(給与所得276万円))・障害者控除(本人)有り・扶養家族1名有り、配偶者(収入無し)・障害者控除(本人)無し・扶養家族無し

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：276万円(所得)-43万円=233万円

2. 所得割額の独自控除の計算に用いる額

- 世帯主：障害者控除(本人)有り(92万円)+障害者控除の対象でない扶養家族(33万円) $\times 1$ 人=125万円

3. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：233万円(世帯主の基礎となる所得額) $\times 0.0912=212,496$ 円(A)
- 医療分・均等割額：49,397円 $\times 2$ 人=98,794円(B)
- 医療分・所得割額の独自控除：125万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額) $\times 0.0912=114,000$ 円(C)

- 支援金分・所得割額：233万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0277=64,541円(D)
- 支援金分・均等割額：15,726円×2人=31,452円(E)
- 支援金分・所得割額の独自控除：125万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0277=34,625円(F)
- 介護分・所得割額：233万円(世帯主(40歳から64歳の加入者)の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0234=54,522円(G)
- 介護分・均等割額：15,921円×1人(40歳から64歳の加入者)=15,921円(H)
- 介護分・所得割額の独自控除：125万円(世帯主(40歳から64歳の加入者)の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0234=29,250円(I)

国民健康保険料：(A+B-C)+(D+E-F)+(G+H-I)=299,840円

(医療分、支援金分、介護分それぞれ10円未満切捨て後に合算)

モデルケース5(世帯主25歳・配偶者22歳)

世帯主(給与収入200万円(給与所得132万円))・障害者控除(本人)無し・扶養家族1名(障害者控除の対象)有り、配偶者(収入無し)・障害者控除(本人)有り・扶養家族無し

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：132万円(所得)-43万円=89万円

2. 世帯の所得基準による減額の判定に用いる所得

- 世帯主：132万円

3. 所得割額の独自控除の計算に用いる額

世帯主：障害者控除の対象である扶養家族(86万円)×1人=86万円

※配偶者は「障害者控除(本人)有り」だが、個人ごとに算出した配偶者の所得割額が0円のため、所得割額の独自控除の計算対象外

4. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：89万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0912=81,168円(A)
- 医療分・均等割額：49,397円×2人=98,794円(B)
- 医療分・所得基準による減額：49,397円×0.2×2=19,760円(C)
- 医療分・所得割額の独自控除：86万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0912=78,432円(D)
- 均等割額の独自控除：2,000円×2人=4,000円(E)
- 支援金分・所得割額：89万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0277=24,653円(F)
- 支援金分・均等割額：15,726円×2人=31,452円(G)
- 支援金分・所得基準による減額：15,726円×0.2×2=6,292円(H)
- 支援金分・所得割額の独自控除：86万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0277=23,822円(I)

国民健康保険料：(A+B-C-D-E)+(F+G-H-I)=103,760円

(医療分、支援金分それぞれ10円未満切捨て後に合算)

モデルケース 6(世帯主 72 歳・配偶者 70 歳)

世帯主(年金収入 300 万円(年金所得 190 万円))・障害者控除(本人)無し・扶養家族 1 名有り、配偶者(年金収入 100 万円(年金所得 0 万円))・障害者控除(本人)無し・扶養家族無し

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：190 万円(所得)－43 万円＝147 万円

2. 所得割額の独自控除の計算に用いる額

世帯主：障害者控除の対象でない扶養家族(33 万円)×1 人＝33 万円

3. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：147 万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0912＝134,064 円(A)
- 医療分・均等割額：49,397 円×2 人＝98,794 円(B)
- 医療分・所得割額の独自控除：33 万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0912＝30,096 円(C)
- 支援金分・所得割額：147 万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0277＝40,719 円(D)
- 支援金分・均等割額：15,726 円×2 人＝31,452 円(E)
- 支援金分・所得割額の独自控除：33 万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0277＝9,141 円(F)

国民健康保険料：(A+B-C)+(D+E-F)＝265,790 円

(医療分、支援金分それぞれ 10 円未満切捨て後に合算)

モデルケース 7(世帯主 73 歳・配偶者 69 歳)

世帯主(年金収入 320 万円(年金所得 210 万円))・障害者控除(本人)有り・扶養家族 1 名有り、配偶者(年金収入 140 万円(年金所得 30 万円))・障害者控除(本人)無し・扶養家族無し

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：210 万円(所得)－43 万円＝167 万円
- 配偶者：30 万円(所得)－43 万円<0→0 円

2. 所得割額の独自控除の計算に用いる額

- 世帯主：障害者控除(本人)有り(92 万円)＋障害者控除の対象でない扶養家族(33 万円)×1 人＝125 万円

3. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：167 万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0912＝152,304 円(A)
- 医療分・均等割額：49,397 円×2 人＝98,794 円(B)
- 医療分・所得割額の独自控除：125 万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0912＝114,000 円(C)
- 支援金分・所得割額：167 万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0277＝46,259 円(D)
- 支援金分・均等割額：15,726 円×2 人＝31,452 円(E)
- 支援金分・所得割額の独自控除：125 万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0277＝34,625 円(F)

国民健康保険料：(A+B-C)+(D+E-F)＝180,170 円(医療分、支援金分それぞれ 10 円未満切捨て後に合算)

モデルケース 8(世帯主 38 歳・子 10 歳・子 5 歳(未就学児))

世帯主(給与収入 300 万円(給与所得 202 万円))・寡婦控除有り・扶養家族 2 名有り、子(二人とも収入無し)

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：202 万円(所得)－43 万円＝159 万円

2. 世帯の所得基準による減額の判定に用いる所得

- 世帯主：202 万円

3. 所得割額の独自控除の計算に用いる額

- 世帯主：寡婦控除有り(92 万円)＋障害者控除の対象でない扶養家族(33 万円)×2 人＝158 万円

4. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：159 万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0912＝145,008 円(A)
- 医療分・均等割額：49,397 円×3 人＝148,191 円(B)
- 医療分・所得基準による減額：49,397 円×0.2×3 人＝29,640 円(C)
- 医療分・子ども減額額：(49,397 円－9,880 円(未就学児の加入者に係る医療分・所得基準による減額額))×0.5×1 人(未就学児の加入者)＝19,759 円(D)
- 医療分・所得割額の独自控除：158 万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0912＝144,096 円(E)
- 均等割額の独自控除：2,000 円×3 人＝6,000 円(F)
- 支援金分・所得割額：159 万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0277＝44,043 円(G)
- 支援金分・均等割額：15,726 円×3 人＝47,178 円(H)
- 支援金分・所得基準による減額：15,726 円×0.2×3 人＝9,438 円(I)
- 支援金分・子ども減額額：(15,726 円－3,146 円(未就学児の加入者に係る支援金分・所得基準による減額額))×0.5×1 人(未就学児の加入者)＝6,290 円(J)
- 支援金分・所得割額の独自控除：158 万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0277＝43,766 円(K)

国民健康保険料：(A+B-C-D-E-F)+(G+H-I-J-K)＝125,420 円

(医療分、支援金分それぞれ 10 円未満切捨て後に合算)

モデルケース 9(世帯主 45 歳・配偶者 42 歳・子 12 歳)

世帯主(事業所得 276 万円)・障害者控除(本人)無し・扶養家族 1 名有り、配偶者(給与収入 380 万円(給与所得 260 万円))・障害者控除(本人)無し・扶養家族無し、子(収入無し)

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：276 万円(所得)－43 万円＝233 万円
- 配偶者：260 万円(所得)－43 万円＝217 万円

2. 所得割額の独自控除の計算に用いる額

- 世帯主：障害者控除の対象でない扶養家族×1 人＝33 万円
- 配偶者：0 円(該当する独自控除はなし)

3. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：233万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0912+217万円(配偶者の基礎となる所得額)×0.0912=410,400円(A)
- 医療分・均等割額：49,397円×3人=148,191円(B)
- 医療分・所得割額の独自控除：33万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0912=30,096円(C)
- 支援金分・所得割額：233万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0277+217万円(配偶者の基礎となる所得額)×0.0277=124,650円(D)
- 支援金分・均等割額：15,726円×3人=47,178円(E)
- 支援金分・所得割額の独自控除：33万円(世帯主の所得割額の独自控除の計算に用いる額)×0.0277=9,141円(F)
- 介護分・所得割額：233万円(世帯主(40歳から64歳の加入者)の基礎となる所得額)×0.0234+217万円(配偶者(40歳から64歳の加入者)の基礎となる所得額)×0.0234=105,300円(G)
- 介護分・均等割額：15,921円×2人(40歳から64歳の加入者)=31,842円(H)
- 介護分・所得割額の独自控除：33万円((世帯主(40歳から64歳の加入者)の所得割額の独自控除の計算に用いる額の合計額)×0.0234=7,722円(I)

国民健康保険料：(A+B-C)+(D+E-F)+(G+H-I)=820,590円

(医療分、支援金分、介護分それぞれ10円未満切捨て後に合算)

モデルケース 10(38歳の単身世帯)

世帯主(上場株式等の課税譲渡所得(申告分離課税)200万円・上場株式等の譲渡損失による繰越控除100万円)・障害者控除(本人)無し・扶養家族無し

1. 加入者の「基礎となる所得額」の計算

- 世帯主：200万円(所得)－100万円(繰越控除)－43万円=57万円

2. 国民健康保険料の計算

- 医療分・所得割額：57万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0912=51,984円(A)
- 医療分・均等割額：49,397円×1人=49,397円(B)
- 支援金分・所得割額：57万円(世帯主の基礎となる所得額)×0.0277=15,789円(C)
- 支援金分・均等割額：15,726円×1人=15,726円(D)

国民健康保険料：(A+B)+(C+D)=132,890円(医療分、支援金分それぞれ10円未満切捨て後に合算)